

平成 3 0 年 度 答 申 第 2 号

(平成 3 0 年 5 月 9 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答申第 2 号
平成 30 年 5 月 9 日
(2018 年)

宝塚市長
中 川 智 子 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会
会長 山 下 淳

情報部分公開決定に係る審査請求について（答申）

平成 29 年（2017 年）11 月 30 日付け諮問第 35 号で諮問のあった情報部分公開決定に係る審査請求について、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

(別紙)

第1 審査会の結論

宝塚市長が行った情報部分公開決定とした公文書のうち、審査請求人から請求のあった「(2) 開示記録(日時、閲覧者、開示対象、件数等が記載されているもの)」及び「(3) 開示請求書以外の内部文書(許可検討議事録他)」については、後記第6 審査会の判断に基づき、改めて公開又は非公開の決定を、また、「(4) 市民への説明資料」については、改めて非公開の決定をするべきである。その余の部分を非公開としたことは妥当である。

第2 諮問までの経過

1 情報公開請求

平成29年3月1日に、審査請求人は、宝塚市情報公開条例(平成12年条例第50号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づき、宝塚市長(以下「実施機関」という。)に対して、公文書の公開を請求した。

審査請求人が公開を請求する公文書の名称又は内容は、「自衛隊による住民基本台帳の閲覧に係る以下の文書」であった。

- (1) 閲覧請求書
- (2) 開示記録(日時、閲覧者、開示対象、件数等が記載されているもの)
- (3) 開示請求書以外の内部文書(許可検討議事録他)
- (4) 市民への説明資料
- (5) 議会への説明資料(議会議事録等公開されているものは除く)
- (6) 外部機関への提供文書
- (7) その他関係書類(提供された個人情報自体は除く)
- (8) 住民基本台帳閲覧者一覧(ホームページで公開されているものを除く)

平成23年度から平成27年度分で電子ファイルを含む。

2 実施機関の決定

平成29年3月15日に、実施機関は、別表のとおり公文書を特定す

るとともに、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に対して通知した。

3 審査請求

平成 29 年 6 月 16 日に、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

平成 29 年 11 月 30 日に、実施機関は、条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、本件処分のうち、公開しないことに決定した部分で、公開すべきものにつき決定を取り消す裁決、本件処分の公開と決定した文書で、公開時に非公開となっている部分を開示させる裁決及び法令に従った文書管理の履行につながることを内容とする裁決を求めている。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している主な内容は、次のとおりである。

- (1) 別表の番号 8 の公文書のうち、平成 23 年から平成 25 年度分は、作成していないことをもって公開しない理由としているが、当該公文書は法で公表が義務づけられているものであり、作成していないとの主張に合理性がない。
- (2) 別表の番号 2 の公文書の一部は黒塗りとなっており、公開されなかったが、決定通知書では当該公文書は全部公開となっており、決定と公開の実際が矛盾する。
- (3) 別表の番号 2 の公文書の一部は黒塗りとなっており、非公開となっている。また、実施機関は、決定後に、当該非公開部分は、特定個人の情報である旨主張しているが、そうであるとすると、1 名の閲覧請求に対して、数百名分の個人情報の入手を行わせたことになり、不当である。申請内容と許可内容が乖離している。

- (4) 文書公開の前提となる文書作成、適正な文書管理がなされていない。特に、別表の番号2の公文書においては、日付の記入が無いもの、本人確認の記録が無いもの、閲覧者が閲覧請求書で許可を受けた者と異なるもの、閲覧範囲が確認できないもの、閲覧範囲が閲覧請求で許可した範囲と異なるもの等、記載内容と事実が全く整合しない惨状である。文書管理、業務管理につき、組織的、抜本的改善が必要である。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明については、次のとおりである。

- 1 別表の番号8の公文書の平成23年度から平成25年度については、作成しておらず非公開としたものである。
- 2 住民基本台帳の閲覧に係る可否の決定は、事前に提出される閲覧請求書に基づき閲覧日や対象範囲を確認のうえ行う。諸証明交付申請書については、閲覧当日に、閲覧者に対し、転記した件数を把握するための補助的な申請書として諸証明交付申請書の記載を求めるものである。本件処分では同申請書中、閲覧対象者の住所・氏名が記入された部分について非公開としたものであり、同申請書の記載内容と事実が整合しないという主張は受け入れられない。
- 3 別表の番号2の公文書については、審査請求人の指摘どおり、決定通知書の記載誤りのため、平成29年8月3日付け宝窓第195号補正書により補正した。

第5 審査請求人の反論書における主張

審査請求人が反論書において主張している主な内容は、次のとおりである。

- 1 実施機関の弁明書に対する反論
 - (1) 実施機関は、別表の番号8の公文書の平成23年度から平成25年度分については、該当する公文書を作成していないため非公開と主張するが、当該一覧表は、住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条に基づき、公表が義務づけられて

いるものであるから、公表すべき当該一覧表の作成を行わないことは法令違反となる。

實際上、法令で作成が義務づけられていることとなる公文書の不存在理由を述べるのであれば、作成されていない理由を主張すべきであるが、それがなされていない。よって、不存在と信ずるに足らず、未だ本件処分における当該公文書の不存在理由が説明されていないものである。

(2) 実施機関は、諸証明交付申請書は、閲覧当日に、閲覧者に対し、転記した件数を把握するための補助的な申請書として諸証明交付申請書の記載を求めるものであると主張しているが、諸証明交付申請書は、単に転記した件数を把握するための補助的なものではなく、許可と同一性を証明する機能を有しているものである。審査請求人は、申請内容と許可内容が乖離していると主張したものである。

(3) 誤った処分が行われたことにつき自認があった。公開（非公開）決定の処分は厳正になされ、この処分に従った公開が行われるべきことは当然である。一方、実施機関は、杜撰な文書管理により、混乱を生じさせている。記載誤りで済ませられることではない。

2 実施機関の自衛隊による住民基本台帳の閲覧に係る事務に対する反論
上記1の(1)から(3)のほか、審査請求人は、実施機関の自衛隊による住民基本台帳の閲覧に係る事務の不備について指摘をしている。

第6 審査会の判断

審査会としては、別表の番号5及び7を除く公文書のうち、実施機関が非公開とした部分について、その判断の妥当性を検討する。

1 別表の番号4の公文書について

実施機関は、別表の番号4の公文書について公開しない理由を決定通知書に記載していない。審査会は、その理由について実施機関に確認したところ、市民へ説明していないため、該当する公文書を作成していないとのことであった。

審査会としては、別表の番号4の公文書について、改めて非公開の決定をするべきであると判断する。

実施機関は、条例に定める公文書の公開を請求する利用者の権利が

十分に保障されるよう運用する義務が課せられていることを認識し、慎重に文書特定を行うとともに、非公開と決定する場合は、その理由について明らかにするべきである。

2 別表の番号 8 の公文書について

別表の番号 8 の公文書、住民基本台帳閲覧者一覧は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）第 11 条第 3 項の規定で、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求した国等の機関の名称等について、毎年少なくとも一回公表することを市長に義務付けているものである。

実施機関は、当該公文書を作成する義務が住基法で課されているにも関わらず、平成 23 年度から平成 25 年度のものについては作成していなかったことを認めている。そのため、審査会としては、当該公文書は作成していないものと認めざるを得ない。

なお、住基法に基づき適正に事務を遂行することは実施機関の責務であり、それが果たされていなかったことは、極めて遺憾である。適正に事務処理を行い、その事務処理で取扱った公文書を適正に管理することは、情報公開制度が適正かつ円滑に運用されるための大前提である。実施機関においては、今後このようなことがないよう、適正な事務処理及び文書管理の徹底を望む。

3 本件処分にに基づき公文書が公開されなかったことについて

- (1) 審査請求人は、別表の番号 2 の特定した公文書は、本件処分の決定通知書で公開となっていたにもかかわらず、特定した公文書の 3、4 及び 8 の「住所」及び「必要な人の氏名」が黒塗りとなって公開されなかったと主張している。

これに対し、実施機関は、本件処分の決定通知書の記載誤りのため、平成 29 年 8 月 3 日付け宝窓第 195 号補正書により、特定した公文書の 3、4 及び 8 の「住所」及び「必要な人の氏名」を公開から非公開とする処分に変更しているが、公開・非公開の処分を変更することは、処分の主要な部分の変更であり、記載事項の誤りとして補正書で訂正すべき内容ではない。

審査会としては、実施機関は、公開から非公開とする処分又は非公開から公開とする処分に変更する場合は、当該処分を取り消して

改めて公開又は非公開の決定を行うべきであると考え。実施機関は、公文書の公開を請求する利用者の権利が十分に保障されるよう努め、慎重に公開・非公開を判断し、適正に処分をすべきである。

- (2) 別表の番号 2 の公文書のうち特定した公文書の 3、4 及び 8 の「住所」及び「必要な人の氏名」については、住基法の規定で閲覧が認められた場合に閲覧ができる住民基本台帳の一部の写しに記載された住所及び氏名で、一般に公開されているものではなく、個人に関する情報であり、特定の個人を識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものと認められる。

4 上記 1 から 3 まで以外に公開しないことと決定した部分について

- (1) 別表の番号 1 の公文書のうち特定した公文書の 2、4、8 から 10 まで、12 から 16 までの様式第 2 号（第 10 条関係）閲覧転記用紙の「①住所」、「②氏名」、「③生年月日」及び「④性別」については、住基法の規定で閲覧が認められた場合に閲覧ができる住民基本台帳の一部の写しに記載された住所、氏名、生年月日及び性別で、個人に関する情報であり、特定の個人を識別され得るもののうち、一般に公開されているものではなく、通常他人に知られたくないものと認められる。
- (2) 別表の番号 3 の公文書のうち特定した公文書の 4 の「記者の氏名」については、報道機関の社員の氏名で、個人に関する情報であり、特定の個人を識別され得るもののうち、一般に公開されているものではなく、通常他人に知られたくないものと認められる。
- (3) 別表の番号 3 の公文書のうち特定した公文書の 5 及び 6 の「電話番号」について、実施機関は、公開しない理由を決定通知書に記載していない。審査会は、その理由について実施機関に確認したところ、記載が漏れていたとのことであった。

審査会としては、別表の番号 3 の公文書のうち特定した公文書の 5 及び 6 について、当該処分を取り消して改めて公開又は非公開の決定を行うべきであると考え。繰り返しになるが、実施機関は、慎重に公開・非公開を判断し、適正に処分をすべきである。

なお、別表の番号 3 の公文書のうち特定した公文書の 5 及び 6 の「記者の氏名」及び「電話番号」については、報道機関の社員の氏

名及び携帯番号で、個人に関する情報であり、特定の個人を識別され得るもののうち、一般に公開されているものではなく、通常他人に知られたくないものと認められる。

- (4) 別表の番号 6 の公文書のうち特定した公文書の 1 の、支部長の住所並びに電話番号及びファックス番号については、支部長個人の住所並びに電話番号及びファックス番号で、個人に関する情報であり、特定の個人を識別され得るもののうち、一般に公開されているものではなく、通常他人に知られたくないものと認められる。

同公文書の 1 の要望している団体の印影については、法人に関する情報であり、公にすることにより不法な財産侵害を招くおそれがあり、事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

第 7 結論

以上の理由から、当審査会は、上記第 1 審査会の結論のとおり判断するものである。なお、審査請求人のその他の主張については、本件処分に係る審査会の判断を左右するものではない。

(別表)

番号	公開を請求する公文書	特定した公文書	公開しない理由
1	閲覧請求書	<p>決定通知書(3)の公文書</p> <p>1 平成27年5月1日付け兵庫地本第541号自衛官の募集に伴う広報について(依頼)</p> <p>2 平成27年5月1日付け住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書兼誓約書(閲覧希望日平成27年5月12日)</p> <p>① 別紙第1 請求事由</p> <p>② 別紙第2 宝塚市内閲覧地域</p> <p>③ 様式第2号(第10条関係)</p> <p>閲覧転記用紙</p> <p>3 平成27年5月1日付け兵庫地本第542号自衛官の募集に伴う広報について(依頼)</p> <p>4 平成27年5月1日付け住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書兼誓約書(閲覧希望日平成27年5月13日)</p> <p>① 別紙第1 請求事由</p> <p>② 別紙第2 宝塚市内閲覧地域</p> <p>③ 様式第2号(第10条関係)</p> <p>閲覧転記用紙</p> <p>5 平成27年5月1日付け兵庫地本第543号自衛官の募集に伴う広報について(依頼)</p> <p>6 平成27年5月1日付け住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書兼誓約書(閲覧希望日平成27</p>	<p>2、4、8から10、12から16の様式第2号(第10条関係)閲覧転記用紙中、「①住所」、「②氏名」、「③生年月日」及び「④性別」については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められないと認められるものであるため(条例第7条第1項第1号該当)</p>

	<p>年 5 月 14 日)</p> <p>7 平成 27 年 10 月 9 日付け兵庫 地本第 1173 号自衛官の募集に伴 う広報について (依頼)</p> <p>8 平成 27 年 10 月 9 日付け住民 基本台帳の一部の写しの閲覧請 求書兼誓約書 (閲覧希望日平成 27 年 10 月 14 日)</p> <p>① 別紙第 1 請求事由 ② 別紙第 2 宝塚市内閲覧地域 ③ 様式第 2 号 (第 10 条関係)</p> <p>閲覧転記用紙</p> <p>9 平成 27 年 10 月 9 日付け住民 基本台帳の一部の写しの閲覧請 求書兼誓約書 (閲覧希望日平成 27 年 10 月 15 日)</p> <p>① 別紙第 1 請求事由 ② 別紙第 2 宝塚市内閲覧地域 ③ 様式第 2 号 (第 10 条関係)</p> <p>閲覧転記用紙</p> <p>10 平成 27 年 10 月 9 日付け住民 基本台帳の一部の写しの閲覧請 求書兼誓約書 (閲覧希望日平成 27 年 10 月 22 日)</p> <p>① 別紙第 1 請求事由 ② 別紙第 2 宝塚市内閲覧地域 ③ 様式第 2 号 (第 10 条関係)</p> <p>閲覧転記用紙</p> <p>11 平成 27 年 11 月 18 日付け兵庫 地本第 1351 号住民基本台帳の一 部の写しの閲覧請求書等の送付 について (通知)</p>	
--	--	--

	<p>12 平成 27 年 11 月 18 日付け住民基本台帳の一部の写し閲覧請求兼誓約書（閲覧希望日平成 27 年 11 月 26 日）</p> <p>① 別紙第 1 請求事由</p> <p>② 別紙第 2 宝塚市内閲覧地域</p> <p>③ 様式第 2 号（第 10 条関係）</p> <p>閲覧転記用紙</p> <p>13 平成 28 年 1 月 19 日付け住民基本台帳の一部の写し閲覧請求兼誓約書（閲覧希望日平成 28 年 1 月 27 日）</p> <p>① 別紙第 1 請求事由</p> <p>② 別紙第 2 宝塚市内閲覧地域</p> <p>③ 様式第 2 号（第 10 条関係）</p> <p>閲覧転記用紙</p> <p>14 平成 28 年 1 月 19 日付け住民基本台帳の一部の写し閲覧請求兼誓約書（閲覧希望日平成 28 年 1 月 28 日）</p> <p>① 別紙第 1 請求事由</p> <p>② 別紙第 2 宝塚市内閲覧地域</p> <p>③ 様式第 2 号（第 10 条関係）</p> <p>閲覧転記用紙</p> <p>15 平成 28 年 1 月 19 日付け住民基本台帳の一部の写し閲覧請求兼誓約書（閲覧希望日平成 28 年 2 月 2 日）</p> <p>① 別紙第 1 請求事由</p> <p>② 別紙第 2 宝塚市内閲覧地域</p> <p>③ 様式第 2 号（第 10 条関係）</p> <p>閲覧転記用紙</p>	
--	--	--

		<p>16 平成 28 年 1 月 19 日付け住民基本台帳の一部の写し閲覧請求兼誓約書（閲覧希望日平成 28 年 2 月 3 日）</p> <p>① 別紙第 1 請求事由</p> <p>② 別紙第 2 宝塚市内閲覧地域</p> <p>③ 様式第 2 号（第 10 条関係）</p> <p>閲覧転記用紙</p>	
2	<p>開示記録 （日時、閲覧者、開示対象、件数等が記載されているもの）</p>	<p>決定通知書（1）の公文書</p> <p>1 平成 27 年 5 月 12 日付け諸証明交付申請書</p> <p>2 平成 27 年 5 月 13 日付け諸証明交付申請書</p> <p>3 平成 27 年 10 月 14 日付け諸証明交付申請書</p> <p>4 平成 27 年 10 月 15 日付け諸証明交付申請書</p>	<p>3 の文書中、「住所」及び「必要な人の氏名」については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため（条例第 7 条第 1 項第 1 号該当）</p> <p>4 の文書中、「住所」及び「必要な人の氏名」については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別さ</p>

		<p>5 平成 27 年 10 月 22 日付け諸証明交付申請書</p> <p>6 平成 27 年 11 月 26 日付け諸証明交付申請書</p> <p>7 平成 28 年 1 月 27 日付け諸証明交付申請書</p> <p>8 閲覧日の記入がない諸証明交付申請書</p> <p>9 平成 28 年 2 月 2 日付け諸証明交付申請書</p> <p>10 平成 28 年 2 月 3 日付け諸証明交付申請書</p>	<p>れ得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため(条例第 7 条第 1 項第 1 号該当)</p> <p>8 の文書中、「住所」及び「必要な人の氏名」については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため(条例第 7 条第 1 項第 1 号該当)</p>
3	開示請求書 以外の内部	<p>決定通知書(4)の公文書</p> <p>1 平成 27 年 4 月 7 日付け自衛官</p>	

	<p>文書（許可 検討議事録 他）</p>	<p>等の募集事務に関する住民基本台帳の閲覧について</p> <p>① （参考）衆議院議員阿部知子氏の「高校生等に対する自衛官等募集ダイレクトメール送付及び住民基本台帳情報利用に関する質問主意書」（抜粋）及びその答弁内容</p> <p>② 平成 27 年 3 月 31 日付け自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適正な執行について（通知）</p> <p>③ 参議院質問主意書（福島みずほ議員の質問に対する答弁）</p> <p>2 平成 27 年 8 月 19 日付け自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳の閲覧について</p> <p>① 自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳の閲覧について 近隣市町の状況（平成 27 年 8 月 18 日現在）</p> <p>② 平成 26 年 5 月 23 日付け自衛官募集等の推進について（通知）</p> <p>③ 平成 26 年 4 月 17 日付け自衛官募集等の推進について（依頼）並びに別紙 1 及び別紙 2</p> <p>④ 平成 19 年 6 月 29 日総行市第 108 号総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民</p>	
--	-------------------------------	---	--

		<p>基本台帳担当部長あて通知 防衛省からの住民基本台帳法 に関する疑義について</p> <p>⑤ 自衛隊法、自衛隊法施行令 及び住民基本台帳法の条文抜 粹</p> <p>3 平成 27 年 11 月 17 日付け自衛 官等の募集事務に関する住民基 本台帳の閲覧について</p> <p>① 平成 26 年 5 月 23 日付け自 衛官募集等の推進について (通知)</p> <p>② 平成 26 年 4 月 17 日付け自 衛官募集等の推進について (依頼)並びに別紙 1 及び別 紙 2</p> <p>4 平成 27 年 8 月 13 日付け報告 (自衛官等の募集事務に関する 適齢者情報の資料提供に係る報 道について)</p> <p>① 平成 27 年 4 月 7 日付け自衛 官等の募集事務に関する住民 基本台帳の閲覧について</p> <p>② (参考)衆議院議員阿部知 子氏の「高校生等に対する自 衛官等募集ダイレクトメール 送付及び住民基本台帳情報利 用に関する質問主意書」(抜 粹)及びその答弁内容</p> <p>③ 自衛官等の募集事務に関す る住民基本台帳の閲覧につい て 近隣市町の状況(平成 27</p>	<p>4 の文書中、「記者 の氏名」につい ては、個人に関する 情報であり、特定 の個人を識別され 得るもののうち、 通常他人に知られ たくないと思われ るものであるため (条例第 7 条第 1 項第 1 号該当)</p>
--	--	---	---

		<p>年 8 月 13 日現在)</p> <p>決定通知書 (5) の公文書</p> <p>5 平成 27 年 8 月 26 日付け神戸新聞 記者からの問い合わせ記録</p> <p>6 平成 27 年 10 月 5 日付け神戸新聞 記者からの電話問い合わせ記録</p>	<p>5 の文書及び 6 の文書中、「記者の氏名」は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため(条例第 7 条第 1 項第 1 号該当)</p> <p>決定通知書に「電話番号」について公開しない理由の記載なし</p>
4	市民への説明資料		決定通知書に公開しない理由の記載なし
5	議会への説明資料(議会議事録等公開されているものは除く)		該当する公文書を作成していないため
6	外部機関への提供文書	<p>決定通知書 (6) の公文書</p> <p>1 受付日 平成 27 年 (2015 年) 10 月 21 日 広聴カード No. 183</p>	<p>1 の文書中</p> <p>① 支部長の住所並びに電話番号及びファックス</p>

			<p>番号は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものであるため(条例第7条第1項第1号該当)</p> <p>② 要望している団体の印影については、法人に関する情報であり、公にすることにより不法な財産侵害を招くおそれがあり、事業運営上の地位に不利益を与えると認められるものであるため(条例第7条第1項第2号該当)</p>
7	その他関係書類（提供された個人情報自体は除く）	<p>決定通知書（7）の公文書</p> <p>1 平成17年11月1日付け宝塚市告示第351号住民基本台帳等の閲覧に関する要綱</p> <p>決定通知書（8）の公文書</p>	

		2 平成 18 年 11 月 1 日付け 住民基本台帳等の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領	
8	住民基本台帳閲覧者一覧（ホームページで公開されているものを除く）	決定通知書（2）の公文書 1 住民基本台帳閲覧者一覧（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）	平成 23 年度から平成 25 年度までのものについては、該当する公文書を作成していないため

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
大西 邦弘	関西学院大学法学部教授（民法）
岡本 英子	弁護士（大阪弁護士会）
水谷 恭子	弁護士（兵庫県弁護士会）
柳井 健一 （会長代理）	関西学院大学法学部教授（憲法）
山下 淳 （会長）	関西学院大学法学部教授（行政法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成29年11月30日	諮問
2	平成29年12月22日	実施機関による非公開理由説明及び審査
3	平成30年 2月22日	審査請求人による意見陳述及び審査
4	平成30年 3月28日	審査
5	平成30年 4月20日	審査
6	平成30年 5月 9日	答申